

# 評価細目の第三者評価結果

(武蔵藤沢めぐみ保育園)

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人として掲げた保育理念・保育目標をパンフレットやホームページ等に明記している。又、年度の事業計画にも掲載されており年度毎の説明等の中でも職員に周知されている。内容から保育所の目指す方向やどの様な子供になって欲しいのかが伺える。保護者向けに入園のしおりが編纂されており、年初の保護者会にて説明されている。

### I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c	社会福祉事業全体や保育所事業としての動向等については、市役所や保育所園長会等にて情報を得ているが、それらを集約・分析し課題の抽出や改善に向けての活動・利用者の推移予測等は行われていない。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	現状分析の中から現在の大きな課題は、人員採用(募集しても採用に至らない)と人材育成となっている。育成については、内外研修内容を充実し対応を進めている。園長(代表理事)を中心として年1回の法人総会や暫時開催される役員会にて経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

### I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	目標(ビジョン)を織り込み策定される中・長期計画は法人も含めて策定されていない。依って、経営課題や問題点の解決・改善に向けたPDCAの展開は行われていない。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	年度毎の事業計画は実行可能な内容が織り込まれ策定されているが、中・長期計画との関連付けはされていない。事業計画は単なる「行事計画」にはなっていない。但し、事業計画は事業計画、事業報告は事業報告になっているので、評価・見直しは行われていない。
I-3-1(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-1(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	年度の事業計画は職員参画の元、職員の意見や改善提案を織り込み策定されているが、事業計画の実施状況等を決められた時期・手順に基づき把握し、評価や見直しと云った所謂PDCAの展開は行われていない。
I-3-1(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画を保護者に周知(配布・掲示・説明等)はされていない。又、内容を分かり易く説明した資料を作成し配布する等により理解を促す様な工夫は行われていない。

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	サービスの質の向上に向けた取組は行われていない為、改善課題を抽出し計画的に改善を実施し評価・見直しを行うと云う展開はされていないが、職員の自己評価は年1回行われている。しかし結果を分析・検討し課題の抽出からPDCAに展開する事はされていない。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	職員自己評価から質の向上に関する課題の抽出・改善計画の策定・評価・見直しがされていないが、自己評価自体は行われているので、今後の改善に結び付くと期待される。改善の芽はあるのにもったいないと感じる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-1(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者はホームページや園だより・職員会議に於いて、自らの所信を表明し、又、職務分掌等によっても自らの役割と責任を職員に対して明示して理解を図っている。有事(災害・事故等)の際の管理者の役割と責任に付いて、不在時の権限委任等を含め明確にしている。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は関係法令を理解し、又、法令遵守の観点からの研修や行政からの情報等により法令の追加・変更情報等を得て組織内での研修報告会を行い、職員にも周知している。特にこの地域での環境関連法令としては、大気汚染防止法があげられる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	管理者は、行事後の保護者からのアンケートや懇談の中から、或いは全員で話し合う職員の反省会の中からも保育の質の向上に関わる改善点を抽出している。職員はビジネスマナーや電話の対応・文書の書き方等の研修を受講する事により、保育の質の向上に繋げている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	管理者は法人の代表理事を兼ねている為、人事・労務・財務に関する情報は全て把握しており、財務に関しては会計士との連携により把握している。職員の年休の取得率は70%以上となっており、残業もやむを得ず必要な場合としており、働きやすい環境作り貢献している。職員会議・リーダー会議を通じて職員とのコミュニケーションを図り業務の実効性を高める様、努めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	職員の人員数の計画としては行政で決められた範囲の員数としており、欠員が出た場合に補充の採用を行う様にしてはいるが、根本的な考え方や方針が確立されている訳ではない。採用活動は、ハローワークや就職ジャーナルを介して行っている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	「期待する職員像」は理念・基本方針に基づき就業規則や「職員の心構え」に規定されている。人事基準に付いては明確に規定されていない。給与金額別等級表は策定されているが、初任での開始等級や昇給幅・金額に付いては園長の査定による所となっている。行政よりの処遇改善に付いては都度織り込んで改定されている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	職員の労務管理は園長の責任に於いて行われており、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータ等、就業状況を把握している。ストレスチェックや職員の悩み相談窓口の設置等、メンタルヘルスに関わる事は行われていない。又、総合的な福利厚生等は実施されていない。職員の年休の取得率は70%以上となっており、残業もやむを得ず必要な場合としており、ワーク・ライフ・バランスや働きやすい環境作り貢献している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	「期待する職員像」は就業規則や職員の心構えに規定されているが、人事考課制度としての目標管理の仕組は策定されていない。故に職員毎の目標設定や進捗確認の為の中間面談は行われておらず、期末に目標の達成度を確認し評価値を職員に伝え、又、職員からの要望等も併せて確認する評価面談は行っていない。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	「期待する職員像」は就業規則や職員の心構えに規定されている。研修内容に付いては、年間を通して受講可能な研修名を明示し、職員は受けたい研修に手を上げる方式で受講されている。研修内容やカリキュラムは年度毎に評価・見直しを行い改定されている。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	園長は職員の知識や技術水準・専門資格の取得状況等を把握している。新任職員へのOJTは全体的な計画をマニュアル的に活用し行われている。研修計画は階層別・職種別・テーマ別等の構成にはなっていない。外部研修の案内は回覧にて行われ、職員の予定等に合わせて希望できる様、配慮されている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生に対する基本姿勢の明文化やマニュアルの策定は行われていない。又、実習生別に専門職種に配慮したプログラム等は策定しておらず、学校で準備されたプログラムに従い進めており、実習期間中も学校と連携しながら行っている。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

II-3 運営の透明性の確保

II-3-1 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	第三者評価結果	コメント
II-3-1-1-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	内閣府のNPO法人ポータルサイトには事業報告や決算情報の開示はされているが、法人ホームページではその他の情報含め、開示されていない。地域の福祉向上のための取組として病後児保育や一時預かり・学童保育(小学4年生まで)等、保育所の日常業務以外で展開している。苦情相談の仕組みについては第三者委員の選任含め実施されている。園の保育理念等を掲載した「入間子育てワクワクマップ」にて活動等を紹介している。
II-3-1-1-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c	法人として経理規程は策定されているが、契約や取引に関する取り決めは確認出来ない。又、職務分掌上も経理担当と明示されておらず、実際は園長が経理処理を行っている。外部の専門家による外部監査、及び内部の監事等による内部監査も行われていない。やはり監査支援を受ける事で経営改善を進める方向も必要と感じる。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-1 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-1-1-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	理念・基本方針等に地域との関わり方についての考え方等の表明はされていない。地域のイベント情報等を保護者に伝えるべく園内に掲示しているが、地域の催し物等に参加する事は行っていない。 【買い物・通院は非該当】
II-4-1-1-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受入れに関する基本姿勢や学校教育への協力についての基本姿勢等は明文化されていない。又、受入れマニュアル等も準備されていないが、過去受入れた際にはオリエンテーションにて事前研修は行っていた。
II-4-2 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-2-1-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	当該地域における関係機関はリスト化されており職員に周知されている。関係機関と共通な課題等に付き協議して協働して解決する様な具体的な取組みは行っていない。地域の関係機関とは利用者のアフターケア等を含め連携しており、虐待案件があった場合には要保護児童対策地域協議会への参画等で市の支援課と連携を図っている。
II-4-3 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-3-1-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	c	地域の福祉ニーズや生活課題等の把握については、対応していない。又、民生委員が苦情解決の仕組みで第三者委員になっているが、民生委員から地域の具体的な福祉ニーズをえる様な事はない。地域住民に対する相談支援事業は行っていない。
II-4-3-1-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	保育所事業と関連して、病後児保育事業や一時預かり事業・学童保育事業を展開しており、年度の事業計画の中に織り込み活動を実施している。地域コミュニティの活性化やまちづくり・防災対策等での地域への貢献活動は確認出来ない。又、合同防災訓練を行う等で地域への支援を行う事はしていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-1 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-1-1-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育理念や保育目標に利用者を尊重した保育を行う事を織り込み、又、標準的実施方法としての全体的な計画にも反映し、職員は実践している。全体的な計画は年1回、内容の振り返りを行い実施状況の確認を行っている。尚、利用者尊重に関する倫理綱領や規程は策定されていない。虐待防止等、人権の尊重に関わる研修を行い、子供や保護者に他者の多様性を尊重する事を促している。
III-1-1-1-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	ここではプライバシー(他人に知られたくない事)と個人情報(例として銀行等の登録時に開示した情報が銀行から外に出て貰っては困る内容)と分けて規定されているかの確認が求められている。プライバシー保護規程やマニュアルの策定はされていない。又、設備的にプライバシー保護となる様なハード面での対応はされていない。
III-1-2 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-2-1-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	写真や絵で園を紹介したパンフレットを市役所子ども支援部に配置している。利用希望者には見学等に対応しており、入園のしおりや重要事項説明書を使用し説明している。パンフレットや入園のしおり等は適宜見直しを行っている。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園時に入園のしおりや重要事項説明書を使用して、分かり易く説明し、同意の上押印を貰っている。意思決定が困難な利用者への配慮については、個別保育計画の中で個別に対応計画を作り対応している。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	保育内容の変更にあたっては、従前の内容から著しい変更や不利益が生じない様、移行先からの発行要望があれば対応しているが、引継ぎ文書として準備していると云う事ではない。又、退園後に相談等が直接あった場合には対応しているが、連絡先等を記載した文書等は渡していない。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	利用者の満足度を定期的に調査する様な活動は行われていない。保護者との個別の面談やバーベキュー大会等の交流会を開催し満足度を把握する様、努めている。又、日々の子供の表情からもこどもの満足度を捉える様、配慮している。満足度調査等は行っていない為、課題の抽出や分析・検討等は行われていない。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決の仕組みは第三者委員の設置も含め策定されている。所内に掲示すると共に重要事項説明書にも掲載されている。現状では殆どないが記入カードは策定されており、苦情を申し出しやすい配慮をしている。記録は保管されており内容は家族にフィードバックされている。苦情解決事案の中から全体の改善に結び付く様な内容があれば公表し、又、全体的な計画に反映される場合もある。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	相談の仕組みとして相談を受け付ける複数の担当の表示や内容を説明した文章は策定されているが、所内掲示等はされていない。相談に配慮されたスペースの確保は配慮されている。【利用者本人(乳幼児)による相談は非該当】
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	朝夕の登降園の際の保護者とのコミュニケーションの機会等での面談は随時受け付けており、適切な相談対応と意見の傾聴に努めているが、意見箱の設置やアンケートの実施は行われていない。受けた相談の中で改善に結び付く内容があれば、全体的な計画に反映される場合もある。相談マニュアルの準備はされていない。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメントに関する委員会の設置等は整備されていない。事故発生時の対応や安全確保に付いての安全マニュアルは策定されている。ヒヤリハット事例の収集は行われ職員間での共有はされているが、1事例1行のリストになっており、発生要因を分析し改善策や再発防止策を実施した結果を評価し、一定期間内の再発の検証を行う等の取組は不十分と感じる。職員に対して安全確保や事故防止に関する研修は行っている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	看護師を中心に管理体制を構築しており、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底している。感染症に関する研修や勉強会が看護師により開催されている。消毒や手洗い・マスク着用等、予防策・対応策が適切に講じられている。マニュアルの見直しは随時行われており、保護者への感染症情報が適宜提供されている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	消防計画により災害時の対応体制が決められており、防災訓練も定期的に行われている。BCP計画が策定されており事業を継続する為の対策が講じられている。有事の際の利用者、及び職員の安否確認の方法、及び在宅避難の方法が非常時災害マニュアルに決められており、全ての職員に周知されている。食料や備品類等の備蓄も適切に行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	全体的な計画が職員参加の下に保育全般の内容が検討されており、標準的な実施方法として策定されている。その中では保育の前提として人権の尊重や権利擁護に関して表明されている。年度末には実施内容全体の振り返りが行われ、職員や保護者からの意見や苦情等から得られた改善テーマもフィードバックされ追加で織り込まれている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法としての全体的な計画は、年度末には実施内容全体の振り返りが行われ職員や保護者からの意見や苦情等から得られた改善テーマもフィードバックされ追加で織り込まれている。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-2(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-2(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	アセスメントは決められた様式に従い実施されている。アセスメント段階でこどもの課題が抽出された場合、担当職員や看護師・相談事業所・子育て支援課等が必要に応じて参集し、検討会議を開催している。個別保育計画の策定段階でも同様なことがあれば、会議を開催している。個別保育計画は保護者のニーズを盛り込み、同意の下に策定されており年4回の評価・見直しが行われている。支援困難な利用者への配慮については、個別保育計画の中で個別に対応計画を作り対応している。
Ⅲ-2-2(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画は保護者のニーズを盛り込み、同意の下に策定されており年4回の評価・見直しが行われている。変更等が発生した場合には、関係職員にはリーダー会や職員会議にて周知徹底される。又、全体の改善に結び付く様な内容があれば全体的な計画に反映される。評価・見直しされた結果は次の指導計画に反映される。
Ⅲ-2-2(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-2(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	健康診断は年2回、歯科検診は年1回実施されており、健康診断表に記録されており、毎月の身体測定と併せ個別保育計画に身体状況の記録として把握されている。記録の仕方については、記録作成後に園長の承認を得る方式になっており、書き方に齟齬があれば指導されている。情報の分別は園長から発信される時に回覧により行われ、全体にはリーダー会議や職員会議にて伝達される。
Ⅲ-2-2(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程は策定されているが、文書の保管・保存・廃棄等に関わる規程は策定されていない。個人情報の不適正な利用や漏洩については、就業規則に懲罰規定が定められている。職員は入職の際に個人情報保護に付き誓約書を提出しており、研修によっても理解し遵守している。個人情報の取扱いについては保護者にも説明し理解を促している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1保育内容

A-1-1(1) 保育課程の編成		
A-1-1(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、保育理念や保育目標に基づき「多くの経験を重ね心と身体を豊かに育てていきます」と謳い、職員全員で内容の確認や評価・見直しが年1回行われている。新たに追加する課題等も振り返りとして盛り込み、こどもの成長に合わせ地域の実態に即した内容を考慮し、再吟味されている。
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-1(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	保育室内の環境は、小規模施設であるので目の届く範囲で細かく適切な環境に保持できる様、気配りされている。設備や用具・寝具の衛生管理には毎日の消毒や清掃で対応している。ワンルームの中で心地よい生活空間の確保は難しいが、工夫しながら配慮している。保育の場は昼食時には食堂にもなるが、安全安心に配慮し利用し易い環境が整えられている。
A-1-1(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	こどもとの相性もあるが、担任間で園児の様子を共有している。年齢的に自己表現が難しいと云う事もあるが、こどもの気持ちに添って適切に対応している。感情的に言わない事や呼び捨てはやめるよう心掛けているが、保育内容や状況により責任者の指導が入ることもある。
A-1-1(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	こどもの発達に合わせて自分で出来る事が増えてきたら極力やらせる等、主体性を尊重しながら基本的な生活習慣を身に付けられるよう配慮している。1日の生活プログラムの中で活動と休息のバランスが保たれる様、配慮している。
A-1-1(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	目の前に大きな公園があり、園外活動の時間を確保しており、一般の人たちとの触れ合いも体験している。園内活動ではリズム遊びや赤ちゃん体操・ベビーマッサージを導入し全員の子どもと1対1で関わり触れ合う時間を持って、続けていく事で信頼関係を深めたり成長や体の変化が分かったりしている。子供達もその中から友人関係を育んだり、ルールや表現活動が体験出来る様、援助している。
A-1-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	延長保育含め長時間保育に適した生活と遊び、及び環境への工夫がされている。赤ちゃん体操やベビーマッサージを通して愛着関係が持てるよう配慮している。年齢に応じた発達診断を行い成長の度合いを把握し保護者と共有したり、園だよりやクラスだよりにより家庭と連携している。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

	第三者評価結果	コメント
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子どもの発達や要望に沿う様、又、子供が安心して遊びを中心とした自発的な活動が出来る様、関わっている。年齢に応じた発達診断を行い成長の度合いを把握し保護者と共有したり、園だよりやクラスだよりにより家庭と連携している。又、逐次個人面談にも応じ情報共有を図っている。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	d	【3歳以上児の保育は非該当】
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	配慮が必要な児童には特別な配慮を行い、個別保育計画の中で対応方法等を明記している。障害の度合いにもよるが職員全員が子どもの発達段階を理解できる様、情報共有している。保護者との連携を密にし必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	開園時間に合わせた職員シフトにより保育の連続性は確保されている。小規模園の特長を活かし家庭的にゆったりと穏やかに過ごせる様、配慮している。リズム遊び等では異年齢の混合クラスで過している。子供の状況に付いてボードやノート等で職員間の引継ぎは適切に行っている。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	d	【小学校との連携は非該当】
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	健康管理マニュアルにより子供の心身の健康状態を把握している。内科検診(年2回)や歯科検診(年1回)を実施し、午睡時のプレスチェックや受入時の視診問診も行っている。一人ひとりの保健計画を作成し、健康状態に関する情報を関係職員に周知・共有している。既往症や予防接種の状況等に付いては保護者に母子手帳の提示をお願いし情報共有している。職員は乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を研修等により把握し必要な取組みを行っている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果が記録され関係職員に周知されている。一人ひとりの保健計画を作成し保護者との情報共有も行われている。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患や慢性疾患のある子供に付いては、事前に書面の提出を依頼しており、職員間では周知され研修等で知識・技術を習得している。食事の提供等に於いては、食器・コップは色分けされており食べる場所も分けている。プライバシーに配慮し、他の保護者への伝達の仕方を工夫している。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	給食の年間計画を立て食育にも配慮しており、もぐもぐ通信(年4回発行)にて家庭にも情報伝達している。年齢に合わせてとろみ・刻み等の配慮や食事介助を行っている。2歳児は会話を楽しみながら食事をしている。食器の材質や形などに配慮し、食欲に応じて量を加減できる様に工夫している。菜園での収穫等は子供達は楽しみにしている。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	献立はさいたま市の管理栄養士作成の物を使用しているが、子供の発育状況や体調等を考慮した調理の工夫をしている。残食管理もしているが、食べ残しは殆どない。献立には旬の物や行事食が取り入れられている。調理員・栄養士等が、食事の様子を見たりする機会を設けている。栄養管理はマニュアルに従い適切に行われている。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	連絡ノートのやりとりを毎日行っており、家庭との日常的な情報交換を行っている。お迎え時等でコミュニケーションの機会を設け、子供の成長を共有できる様、支援している。又、情報交換の内容を必要に応じて記録している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	毎日の声かけや子どもの様子を伝える事で信頼関係を築きあげ、要望を話しやすい関係を作っている。急な時間外への対応や一時保育等、個々の事情に配慮し相談に応じている。相談内容は適切に記録しており、園長の助言等が適切に受けられる体制を整えている。

評価結果詳細(武蔵藤沢めぐみ保育園)

	第三者評価結果	コメント
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	日々の保育の中から子供の心身の状態や家庭での養育の状況把握に努めている。虐待に該当する園児がいる場合は、市保育課に相談後、支援課、又は児童相談所に相談している。最近では身体的虐待は殆どなく、ネグレクトが主なもので職員間での情報共有を密にし早期発見、及び虐待の予防に努めている。職員は発見した場合の対応マニュアルを良く理解し、研修等も実施している。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士は自らの保育実践の自己評価を行い、年間4回ある合同研修会内で都度振り返りや改善点の明確化・目標設定を行っている。その中で保育の改善や専門性の向上に取り組む事で、互いの学び合いや意識の向上に繋がっている。